

町では、伊奈町特定健康診査等実施計画を策定しました（詳しくは町のホームページをご覧ください）。

この計画に基づき、40歳～74歳の町国民健康保険加入者を対象に、毎年度計画的に「特定健康診査」を行い、その結果、必要に応じて「特定保健指導」を実施します。

この計画では、第1期の平成24年度までに、内臓脂肪症候群の該当者・予備群総数の

みなさんすすんで受診しましょう!! 特定健康診査等を受けるときの持ち物

対象者には、受診券と健診申込書を郵送します（自己負担金はありません）。到着後、実施医療機関へお申し込みのうえ、受診してください。

町国民健康保険	長寿医療制度
40～64歳	65～74歳
	75歳以上 (一部65歳以上の方を含む)
特定健康診査	健康診査
持ち物 受診券 保険証 健診申込書	持ち物 受診券 保険証 健診申込書 介護保険証（注1）
	持ち物 受診券 保険証 健診申込書 介護保険証（注1）

（注1）65歳以上の方には、特定健康診査等と同時に介護予防のため生活機能評価を実施します。

40～74歳で、伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...

平成20年度から、加入している健康保険組合で健診を受けるようになりましたので、ご自分が加入している健康保険組合に受診の方法等をご確認ください。

国保税は医療費の支払いに使われています

納付いただいた国保税は、加入者が保険医療機関に支払いをした3割（年齢によっては、2割または1割）の医療費を除く、残り7割分の医療費の支払いに使われています。

国保事業は、加入者相互の助け合いにより成り立つ保険制度ですから、国保税を納めない人がいると、加入者間の税負担の公平性を欠くばかりでなく、国保事業の運営自体が困難になります。期限内の納付をお願いします。なお、特別な事情で納付が困難な場合は、納税相談をご利用ください。

保険税は、平成20年度より、後期高齢支援分が新設されます。今年度の税率については、「広報いな6月号」または納税通知書に同封している「国保だより」をご覧ください。

問 住民課国民健康保険係内2115

10%減少を目指としています。
実施期間 9月30日まで

対象者には、受診券と健診申込書を郵送しますが、届かないときや、住所・氏名等が変更になった方は再度交付しますのでご連絡ください。

圓 住民課国民健康保険係内2115
後期高齢者医療長寿医療加入者のみなさんへ

対象者には、受診券と健診申込書を郵送しますが、届かないときや、住所・氏名等が変更になった方、年齢到達で後期高齢者医療の被保険者になつた方は、交付しますのでご連絡ください。

圓 福祉課医療係内2128
後期高齢者医療長寿医療加入者のみなさんへ

平成20年度
国民健康保険税の納税通知書を
通知書を送付します

平成20年度の納税通知書を
7月中旬までに世帯主あてに
送付します。
納期は、7月から翌年2月
までの8回納期です。納付には、便利な口座振替をおすすめします。口座振替の申込書が納税通知書に綴られていますので、ご利用ください。

平成20年度

国民健康保険税の納税通知書を
通知書を送付します

のうち、入院時の高額療養費
分については、申請により国
民健康保険から医療機関に対
して直接支払うことができるま
す。

医療機関でかかった医療費
と高齢受給者証を提示してく
ださい。

入院時の窓口負担を軽減

対象者 70歳未満の国民健康

保険加入者

制度を利用できる方 国民健

康保険税に滞納がないこと。

申請すると、所得区分の確

認をしたうえで、限度額適用

限度額適用

国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが困難な国民年金の第1号被保険者（自営業者・フリーターなど）の方には、申請による保険料免除の制度があります。

- 免除の種類
- ・全額免除・4分の1納付
- ・半額納付・4分の3納付
- 免除の承認期間
- 7月から翌年6月まで
- ただし、平成20年7月中の申請に限り、前年度分（平成19年7月から20年6月分）も申請が可能です。

これが条件となります。

また、30歳未満の方であれば、本人の所得のみ（ただし配偶者がいる場合は配偶者の所得も審査）で審査される若年者納付猶予制度があります。

なお、前年の所得のほかに天災や失業等の場合も審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等）を添えて、申請してください。

申請は毎年必要ですが、全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は、希望により翌年も申請が可能です。

（注意）失業などを理由に承認された方や4分の1納付、半額納付、4分の3納付が承認された方は、翌年度も申請手続きが必要です。

また、一部納付の承認を受けた場合、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなりますので、必ず納付をお願いします。

17 圖 住民課国民年金係内21

古着の出し方にご協力を

町では現在、ごみの減量・再資源化推進のため、月2回古着の回収を行っています。

収集した古着は、海外で再利用されていますが、湿ったままの状態や雨などで濡れたままだとカビが発生するため、可燃ごみとして処理されてしまいます。そこで、古着の再資源化のため、古着回収日が雨天の時は、次の注意事項を守つていただくようお願いします。

ご注意ください！

1. 雨の日や降りそうな日は、次回の回収日にお出しください。
2. 汚れたものは洗濯し、よく乾燥させてから出してください。
3. 透明・半透明の袋に入れてください。
4. 破れたもの、ボタン・チャックなどがはずれた衣類などは可燃ごみにお出しください。
5. 布団・じゅうたんなどは粗大ごみになります。

問 環境対策課廃棄物対策係内2252

地球温暖化防止のため可燃ごみ・プラスチック類の分別にご協力を

平成19年度の可燃ごみ中に混入したプラスチック類の割合は前年度同様の14.0%でした。

依然としてプラスチック類の混入が1割以上見られます。プラスチック類は焼却中に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出します。このため、日頃から、ごみの分別を徹底し、可燃ごみの中には、プラスチックごみを混入しないよう、今後とも町民の皆様一人ひとりのご協力をお願いします。

図 プラマークのついているプラスチック類は容器包装プラスチックの日に。

それ以外のプラスチック類は 不燃ごみの日にお出しください。

問 環境対策課廃棄物対策係内2252

夏のエコライフで温暖化対策

地球温暖化防止のために、温室効果ガスの排出量を抑えましょう。

《夏のライフスタイル実践》

キャンペーン期間 6月1日～9月30日

- ・冷房設定温度を28℃に
- ・すだれやカーテンで日射しを防ぐ工夫を
- ・オフィスではノーネクタイ、ノーアップの軽装で
- ・こまめな消灯、電源オフで身近な省エネ活動を